

## 判例第50/2021/AL号<sup>1</sup>

### 法令上の効力を有する判決、決定に従って財産移転を受ける者の財産の移転請求の提訴の権利について

2021年11月25日に最高人民裁判所裁判官評議会により採択され、最高人民裁判所長官の2021年12月31日付決定594/QĐ-CAにより公表された。

#### 判例の源:

トゥア・ティエン・フエ省における原告グエン・ヴァン・Nと被告グエン・ティ・Tとの間の「財産移転請求」事件についての最高人民裁判所裁判官評議会の2012年9月25日付監督審決定481/2012/DS-GĐT

#### 判例の内容の位置:

「裁判所の認定」部分の第4段落

#### 判例の内容の概要:

##### - 判例の事実:

財産分割を解決する裁判所の判決、決定は法令上の効力を有しているが、判決執行債権者が判決執行を請求せず、実際上も財産は移転していない。判決執行請求の時効期間が経過した後、裁判所により財産移転を受ける者は上記の判決、決定に従った財産移転紛争を新たに有する。

##### - 法的解決策:

この場合、裁判所は、法令上の効力を有する裁判所の判決、決定に従って財産移転を受ける者が財産返還請求の提訴権を有することを確定しなければならない。

#### 判例に関連する法令の規程:

- 2011年に修正、補充された2004年民事訴訟法第25条2項、7項（2015年民事訴訟法第26条2項、9項に相当する）
- 2005年民法第256条（2015年民法第166条に相当する）
- 2003年土地法第105条6項（2013年土地法第166条7項に相当する）

#### 判例のキーワード:

「法令上の効力を有している財産分割の判決、決定」、「判決執行請求の時効」、「財産返還の提訴の権利」

#### 事件の内容:

2014年1月4日付訴状で、原告グエン・ヴァン・Nは以下のように述べた。私とグエン・ティ・Tは1963年に結婚した。二人はX地区B村の土地に家（現在の、フエ市C地区A区域H通り

---

<sup>1</sup> この判例は最高人民裁判所法制科学管理局が提出した。

4番の家)を建て、その面積は1,490㎡であった。1968年にNは北部に行って1975年に故郷に戻ったが、Tには別の夫がいて、離婚を求めてきた。

1977年5月13日の控訴審民事判決43/DSPTにおいて、ビン・チ・ティエン省人民裁判所は、NとTの離婚を認めた。財産につき、Nは上記の土地の一部の使用権を得た。この土地の部分はNの父親の墓があり、裁判所が作成した境界線図が判決に添付されている。控訴判決が効力を有した後、Nは養育費の義務を果たし、職務執行機関は裁判所の図面に従って土地を分割した。2001年、Nは祖先の教会を建てるために故郷に戻ったが、Tが妨害した。Nは判決に従って土地使用権である財産の移転と、判決で分割された境界の回復を求めて提訴した。

被告のグエン・ティ・Tは、Nと結婚していたことを認めたが、1977年5月13日付の判決43号に従って離婚した。1968年にNは北部に行き、1969年にNの死亡通知があったので、Tは別の夫と結婚した。判決日以降、執行債権者であるNは判決執行の申立てをしなかったため、TはNへの土地の移転に応じなかった。理由として、その土地はTの父親が自分に残したものとTは主張する。

トア・ティエン・フエ省フエ市人民裁判所は、2006年6月21日の第一審民事判決08/2006/DSSTにおいて、以下の決定をした。

1977年5月13日付判決43/DSPTに従って確立された、フエ市C地区A区域H通りにある、28番の地図における家の面積1,997.06㎡の42番の土地の中のNの父親の墓がある452.85平方メートル(辺37.5、38.55、36.14)の土地使用権をグエン・ティ・Tに返還させるというグエン・ヴァン・Nの請求を承認する(N氏の土地を示す図面が添付される)。

それ以外に、第一審裁判所は費用と両当事者の控訴権につき宣言した。

第一審判決の後に、Tが控訴した。

2006年12月11日の控訴民事判決55/2006/DSSTにおいてトア・ティエン・フエ省人民裁判所は以下のように決定した。

原告グエン・ヴァン・Nと被告グエン・ティ・Tの間の土地使用権返還紛争に関するトア・ティエン・フエ省フエ市人民裁判所の2006年6月21日の第一審民事判決08/2006/DSSTの全部を破棄する。事件の解決を停止する。Nに訴状を返還する。加えて、控訴審裁判所は費用につき宣言する。

控訴審の判決の後に、Nが不服を申し立てた。

2009年12月10日の異議申し立て決定において、最高人民裁判所長官はトア・ティエン・フエ省人民裁判所の2006年12月11日付控訴民事判決55/2006/DSSTに以下のように異議申し立てをした。

Nの土地使用権は1977年5月13日の控訴審判決43/DSPTにおいて確定されている。Nは新たな民事判決により財産移転を申し立てる権利がある。控訴審裁判所がNには返還を申し立てる権利がないと確定してNに訴状返還をしたことは合理的ではない。

法令の規定に正しく従って、最高人民裁判所が監督審の審理にてトア・ティエン・フエ省人民裁判所の2006年12月11日付控訴民事判決55/2006/DSSTを破棄し、事件書類をトア・ティエ

ン・フェ省フェ市人民裁判所に移送して再度の第一審審理をすることを提案する。

監督審の審理において、最高人民検察院の代表は最高人民裁判所長官の異議申し立てと意見が一致した。

#### 裁判所の認定:

[1] 事件書類中の資料に基づいた基本的事項の結論：グエン・ヴァン・Nとグエン・ティ・Tは1963年に結婚した。NとTの夫妻はX地区B村の土地に家（現在の、フェ市C地区A区域H通り4番の家）を建て、その面積は1,490㎡であった。1968年にNは北部に行って1975年に故郷に戻ったが、Tには別の夫がいて、離婚を求めてきた。

[2] 1977年5月13日の控訴審判決において、ビン・チ・ティエン省裁判所はNとTの離婚を認め、子供の養育と財産分割の責任を決定した。その決定に従って、Nは上記の土地の一部を得ることができる（裁判所が作成した境界分割図が判決に添付されている）。Nは、勤務先が遠方であるため、土地をそのまま放置していたが、2001年に祖先のお墓を建設するために故郷に戻ったが、Tがそれを阻んだ。二人は土地の境界につき見解が一致しておらず、TはNに土地を移転することに同意しない。そこで、Nは法令上の効力を有している控訴審判決に従って土地を移転することをTに要求する提訴をした。

[3] 実際、以前から現在に至るまで、Tは依然としてビン・チ・ティエン省裁判所がNに移転したその土地の管理者であり、使用している。Tによると、Nは判決執行要請書を提出することなく、上記の控訴審判決は執行されていない。今では法令の規定に従って執行の時効期間が経過している。

[4] 法令の規定に従えば、紛争地のNの土地使用权は、ビン・チ・ティエン省裁判所の1977年5月13日の控訴審判決にて確定している。裁判所は、誰が使用主であるかの関係について再度解決するとはできない。しかし、財産移転の提訴は法令上の異なる関係である。執行の時効期間が経過していない場合は、ビン・チ・ティエン省裁判所の1977年5月13日の控訴審判決に従って、Nは判決執行機関に強制執行を要請する権利を有する。しかし、現時点で判決執行の時効期間は経過しており、Nは新たな民事事件により、財産移転を提訴する権利を有する。この場合、Nが自ら財産権を放棄したことが確定する根拠がないなら、Nの提訴の請求を承認しなければならない。

[5] 控訴審裁判所は、Nに提訴権がないことを確定して訴状をNに返還したことは根拠がない。他方で、第一審、控訴審裁判所とともに、土地の管理と使用、税金の申告と納入、権限を有する国家機関のこの土地の使用权を公認するか否かの意見につき説明、検討していない。

[6] 第一審裁判所は、1977年5月13日の控訴審判決43/DSPTに従って確立された、Nの父の墓がある面積452.8㎡の使用权をTがNに移転しなければならないというNの要請を承認したが、Tがその土地の維持、修繕、保存にかけた労力とその土地に支払った税金を考慮していない。控訴審裁判所はフェ市人民裁判所の第一審判決の全部を破棄して、Nの提訴は法令の規定に照らして正しくないとして判断した。

[7] このように、最高人民裁判所長官の異議申し立ては承認根拠がある。

[8] 上記は、（2011年に修正、補充された）2004年民事訴訟法第291条2項、第297条3項、第299条が根拠となる。

#### 決定:

- 原告グエン・ヴァン・Nと被告グエン・ティ・Tとの間の「財産移転請求」事件についてのトア・ティエン・フエ省人民裁判所の2006年12月11日付控訴民事判決55/2006/DSST及びトア・ティエン・フエ省フエ市人民裁判所の2006年6月21日付第一審民事判決08/2006/DSSTの全部を破棄する。
- 事件書類を法令の規定に従って再度の第一審審理を行うトア・ティエン・フエ省フエ市人民裁判所に移送する。

#### 判例の内容

“ [4] 法令の規定に従えば、紛争地のNの土地所有権は、ビン・チ・ティエン省裁判所の1977年5月13日の控訴審判決にて確定している。裁判所は、誰が使用主であるかに関係について再度解決するとはできない。しかし、財産移転の提訴は法令上の異なる関係である。執行の時効期間が経過していない場合は、ビン・チ・ティエン省裁判所の1977年5月13日の控訴審判決に従って、Nは判決執行機関に強制執行を要請する権利を有する。しかし、現時点で判決執行の時効期間は経過しており、Nは新たな民事事件により、財産移転を提訴する権利を有する。この場合、Nが自ら財産権を放棄したことが確定する根拠がないなら、Nの提訴の請求を承認しなければならない。”